

主要農作物の種子生産に関する県条例の制定及び
種子法廃止に係る附帯決議事項の確実な実施を求める意見書

主要農作物種子法は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の安定的生産及び普及を促進することを目的とし昭和 27 年に制定され、主要農作物の種子の生産、奨励品種指定のための検査等を行ってきた。

しかし、平成 30 年 4 月に民間の品種開発意欲を阻害しているなどの理由により、同法は廃止された。

種子法廃止に伴い、民間企業の種子開発への参入による品種独占、主要農作物の種子の安定生産及び安定供給の不安、生産コストの上昇等による種子価格の高騰、種子更新率の低下に伴う品種特性の劣化、現在 300 ある水稻品種で一部品種の消滅、海外の遺伝子組み換え種子の流入、品種改良事業の減少又は中止などが、今後問題となることが懸念される。

以上の観点から、県においては主要農作物の優良な種子の安定供給、品質確保等の種子生産に関する条例を早期に制定し、また、国に対し、種子法廃止に係る附帯決議事項の確実な実施を求めることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 10 月 7 日

静岡県焼津市議会

静岡県知事 様